

Title	電気電子産業発展における韓国的特徴： 「重化学工業化」政策期の韓国電気電子産業
Sub Title	The characteristic of electronic industry in Korea : electronic industry under HCl policy
Author	金, 鍾杰
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1996
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.88, No.4 (1996. 1) ,p.583(81)- 607(105)
JaLC DOI	10.14991/001.19960101-0081
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19960101-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

電気電子産業発展における韓国的特徴

— 「重化学工業化」政策期の韓国電気電子産業 —

金 鍾 杰

序説—韓国の電気電子産業の特徴

1) 1959年真空管式のラジオ生産（金星社）から始まった韓国の電気電子産業は、以後、韓国の産業発達を主導した産業の一つとなった。1967～88年の間、年平均実質生産増加率は30%、全製造業の生産・雇用に占める割合は2%→14%、4%→15%に増加し、91年段階の生産額は各々、世界第2位（家電）、第9位（産業用電子）、第4位（電子部品）にランクされるに至った。⁽¹⁾

韓国の電気電子産業の発展過程における特徴は以下のように要約できる。

まず、第一に、韓国の電気電子産業はその自立化への傾向を強めてきた。経済的自立の概念を、生産活動を行う上で必要な機械設備・材料・重要部品のほとんどを自前で生産でき、それに必要な技術をも自前で調達できることとして概念規定すれば、韓国の電気電子産業の過去及び現在は決して自立的とは言えない。電気電子産業全体の輸入依存度（総投入物の中で占める輸入中間財の比率）は1990年段階で18.7%と依然として高い。しかし75年と90年を比較すると低下していく傾向にある

(1) 電気電子産業の生産、雇用、有形固定資産などは、第一次的には、韓国統計庁の『鉱工業統計調査報告書』で確認できる。しかし、同資料を時系列的に利用する際に、①産業分類の頻繁な変化、②調査対象事業体の一貫性欠如などの問題があり、本稿では、金光錫が行った、産業関連表と、鉱工業統計調査報告書をもとに推計された統計値を利用する。同『製造業の総要素生産性動向とその決定要因』KDI, pp.143～271。ただ、金の推計には、電気電子産業の範囲が、韓国標準産業分類(KSIC)の3831（産業用電気機械）、3832（音響・映像・通信装備）、3833（家庭用電気器具）、3834（電子管及び電子部品）、3839（その他の電気電子機器、84～89年のKSIC基準）となっており、コンピュータ・同周辺機器分野が除かれる問題がある（事務用機器・一般機械の分野に分類される）。一方、韓国電子工業振興会の『電子電気工業統計』の電気電子産業の範囲にはコンピュータ・同周辺機器部門が含まれているが、資本ストック及び実質価格ベースの一貫性ある統計値が得られない。本稿では、①電気電子産業の製造業全体に占める位置、②資本ストック、資本装備率関連の叙述では、金の推計統計値を、その他では電子工業振興会の統計をメインに使うことにする。なお、91年段階の韓国電気電子産業の順位は、Ssangyong Research Institute (1993), Samsung Electronics Co. から引用。

(75→80→90年で33.5→21.8→18.7%⁽²⁾)。92年三星電子はDRAM生産が世界一となり、日本の沖電気と間の16MSRAM共同開発(93年)、NECとの間の256MDRAM基本設計の相互情報交換(94年)をも行うに至った⁽³⁾。先進多国籍企業の主力製品の一部と熾烈に競争を繰り広げ、その製品生産に必要な設備・材料、技術の自立化の傾向を強めていること、これが韓国電気電子産業の第一の特徴である。

第二に、以上のような発達過程は他のアジアNIEs(特に台湾)や、現在成長過程にあるアセアン諸国とは違い、日米欧多国籍企業ではなく、自国企業の強いイニシアティブのもとで遂げられてきたものであった(本稿ではこれを企業所有・支配の自国民主義と呼ぶ)。92年段階における韓国と台湾の電気電子産業における主要企業の資本構成(自国資本・外資の比率)を比較した(表1)をみると、電気電子の上位30社のうち、外資企業の数、韓国が7社、台湾が11社となっており、特に、上位企業において、韓国側の企業所有・支配の自国民主義という特徴は著しい(上位10社では韓国には外資企業なし、台湾は4社⁽⁴⁾)。この企業所有・支配の自国民主義は現在韓国電気電子産業を他のアジアNIEs及びアセアン諸国と区別させるところの、最も重要な特徴の一つであると筆者は考える⁽⁵⁾。

第三に、以上の電気電子産業の発達は極めて規模の大きい大企業(その中核としての財閥)体制のもとで遂げられてきたものであった。大企業(財閥)中心の産業組織を、具体的に、92年段階の台湾の電気電子産業と比較すると、一社当たり平均生産額は、韓国が6.1百万ドルとして台湾の5.1百万ドルより約百万ドル大きい(表2, 3, 図1参照)。特にこの格差は電気電子産業の生産を主導

(2) 韓国銀行『1975-80-85年接続不変産業連関表』, 同『1990年産業連関表』から算出。

(3) 日本経済新聞, 93年2月23日, 94年3月2日。

(4) ここで言う企業所有・支配の自国民主義とは、電気電子産業の主要企業が完全に韓国人の所有のもとにあり、外国資本との合弁の場合でも、主要決定権を韓国側が持っていること(韓国側のマジョーリティ取得)を意味する。本稿で採用している自国企業と外資企業との区分基準は、筆頭株主(またはその関係個人・法人所有分)の国籍である(ただ、自国資本と外資とが同一比率の場合には外資とする)。日本の海外直接投資統計では、外国法人発行株式の10%以上の取得、またはその会社への長期貸付及び債券保有の場合を「対外直接投資」として規定しているが、直接投資の目的が、長期間の株式及び債券投資を通じ、「企業経営への実効的な発言権(支配力)の確保」であるとすれば、10%という基準は非常に曖昧な概念である。折半投資であっても、進出外資の影響力は弱いこともありうるし、10%以下であっても、当該企業の株式分散如何によっては経営権の確保が可能である。「企業経営への実質的な支配」が、直接投資とただの証券投資との違いであれば、むしろ本稿で採用している基準がより有効であろう。日本の対外直接投資統計の問題点に関しては、小宮隆太郎(1988)「対外直接投資」同『現代日本経済』東大出版参照。

(5) 製造業全体で見ると、国内総生産に占める外国人投資(認可額ベース)の割合は、韓国が1972~90年平均1.2%として、台湾、アセアンよりかなり少ない(同期間中、台湾2.7%、アセアン6.4%、1981~90年だけを取ると韓国1.2%、台湾3.1%、アセアン10.6%、各国のGDP統計及び外国人投資認可統計により作成)。外国人投資の形態も他国とは著しく異なる。直接投資企業における外国人の持ち株比率を①100%、②50~99.9%、③50%未満に分けると、全体の投資企業のうち、③の比率は韓国48.2%、台湾29.2%、シンガポール27.4%と、合弁企業における韓国側の主導権確立が目立つ。UN(1992), World Investment Directory, Vol.1.

(表1) 韓国・台湾電気電子産業の上位30社(92年, 単位: 百万ドル)

順位	韓国			台湾		
	企業名	売上高	資本関係, 生産品目	企業名	売上高	資本関係, 生産品目
1	三星電子	7,741	自国, 総合家電, 半導体, コンピュータ	大同	1,302	自国, 東芝5%所有, 総合家電
2	金星社	4,805	自国, 総合家電	台湾松下	870	外資, 松下56%所有, 総合家電
3	大宇電子	2,192	自国, 総合家電	Philips Elec. Indu.	670	外資, フィリップス100%, ブラウン管
4	現代電子産業	1,342	自国, 半導体, コンピュータ	Philips Elec. ele.	634	外資, フィリップス100%, 電子部品
5	三星電管	1,282	自国, 日NEC10%所有, ブラウン管生産	中華映管	631	自国, ブラウン管
6	金星電線	1,058	自国, 日立12.9%所有	太平洋電線	484	自国, 住友電気1.1%所有, 電線
7	三星電機	766	自国, 電子部品(VHF, UHF, DYなど)	Acer	481	自国, コンピュータ
8	金星エレクトロン	758	自国, 半導体	東元	468	自国, 重電
9	亜南産業	611	自国, 半導体	声宝	466	外資, シャープ78.16%筆頭株主
10	大韓電線	576	自国, 電線	First Inter. Com.	339	自国, コンピュータ
11	オリオン電機	514	自国, 東芝0.95%所有, 家電製品	Motorola Taiwan	323	外資, モトローラ100%, 半導体, 通信機
12	三星コーニング	512	外資, 米コーニング50%, 残り三星, ブラウン管ガラス	Cal-Comp	290	自国, 計算機, ファクシミリ
13	大宇通信	483	自国, コンピュータ, 通信機器	士林	263	外資, 三菱24.8%筆頭, 家電, 重電
14	モトローラコア	417	自国, コンピュータ, 通信機器	Simens Tele.	262	外資, 独SIMENS100%, 通信機器
15	金星情報通信	349	自国, 米AT&T44%, 残り金星, 電子交換機	Taiwan Semicon.	256	外資, フィリップス40%, 半導体
16	現代重電機	339	自国, 産業用電機(発電機など)	歌林	255	自国, 三菱4.76%, 家電
17	韓国電子	327	自国, 東芝4.8%所有, 半導体・LCD製造	聯歌電子	254	自国, 半導体
18	金星電子	318	外資, 富士電29.5%所有の筆頭株主	台湾日立	253	外資, 日立61.5%, 空気調和装置
19	三星コンピュータ	316	自国, SEIKOEPSON8.2%所有, コンピュータ	台達電子	253	N.A., 電子部品
20	金星通信	287	自国, 独SIMENS10.69%, コンピュータ周辺機器	台湾国際標準電子	251	外資*
21	亜南ケル	266	自国, 半導体	新力	248	自国, 家電
22	金星アルプス電子	260	自国, 音響機器生産	Chuntex Electr.	246	自国*, コンピュータ
23	メクソン電子	230	外資, アルプス電気50%, 残り金星, 通信機器・部品	Datatec Enterp.	240	自国*, コンピュータ
24	韓国東洋通信工業	222	自国, 無線電話等	Inventa Electro.	231	N.A.
25	三星HP	202	外資, ソニー100%, 音響機器	ADI Corp.	226	自国, コンピュータ
26	国際電線	198	外資, 米HP50%, コンピュータ周辺機器	台湾三洋	213	外資, 三洋電気48.13%筆頭株主
27	ヘテ電子	174	自国, 電線	Acer Periphe.	204	自国, コンピュータ周辺機器
28	韓国シグネティックス	162	自国, 音響機器	永大電機	200	自国, エレベータ等
29	太一精密	157	外資, 米シグネティックス100%所有, 半導体	Elitegroup Com.	198	自国*, コンピュータ
30			自国, 磁気ヘッド, プリンター等	MAG Technology	186	自国*, コンピュータ

資料) 韓国は, 韓国能率協会『韓国の3,000大企業 93年版』, 東洋経済日報社『東洋会社年鑑 94年版』, 大信証券『韓国上場企業投資ガイド』, 台湾は, 中華電信所『中華民国大型企業名 94年版』, 東洋経済新聞社『アジア会社四季報 93年版』。以上のものを基本資料とし, 日本経済新聞社『世界企業ダイレクトリ-93/94, アジア編』, 東洋経済新聞社『海外進出企業総覧』, John M. Stopford, Directory of Multinational, Macmillan Publishers, 1992で補充。

注1) 韓国の為替レートは1ドル=788.4ウォン, 台湾は1ドル=25.43NTドルで計算。

注2) 自国資本と外資の判断基準は, 本文の(注4)参照。

注3) 台湾の「自国*」は非上場の故に株式構成が明ではなく, ただ, 外資が50%を超過しないという意味での自国企業。同じく「外資*」は外資の持ち株比率が50%を超過する場合。

(表2) 韓国・台湾電気電子産業の企業規模

		韓国	台湾
生産額 (百万ドル)			
一社当たり		6.14	5.12
従業員一人当たり		0.09	0.08
全体企業数		7,413	8,959
従業員規模別企業割合			
5-9人		24.8%	29.7%
10-19人		29.4%	29.3%
20-49人		29.1%	24.7%
50-99人		8.9%	8.6%
100-199人		3.8%	3.8%
200-299人		1.4%	1.4%
300-499人		1.1%	1.0%
500以上人		1.6%	1.5%
売上規模 (百万ドル)			
上位5社平均		3,472	821
上位10社平均		2,113	635
上位30社平均		913	373
上位50社平均		597	289

資料) 韓国能率協会『韓国の3,000大企業 93』, 中華微信所『台湾地区大型企業俳名 93』

韓国統計局『鉱工業統計調査報告書 91』, 台湾行政院『工商及服務業普查報告 91』

注1) 台湾の統計には5人未満企業まで含まれているが, 韓国では5人以上だけが対象。

「企業数」では台湾の5人未満の企業は除く。

注2) 生産額では, 台湾の規模別生産額が掲載されていないので, 電気電子産業の5人未満企業を取り除くため, 製造業平均で調整。一社当たり生産額の調整率は1.65 (5人以上企業の一社当生産額/全体の一社当生産額), 一人当たり生産額の調整率は1.03

注3) 韓国の為替レートは1ドル=788.4ウォン, 台湾は1ドル=25.43NTドルで計算。

注4) 生産額・従業員数などは91年, 売上規模は92年。

している上位企業において一層大きくなる。韓国・台湾の上位60社の売上高散布図をみると, 上位の25社当たりまでは台湾に比べ大きく, それ以後はむしろ台湾の方が大きい。企業別売上高の変動係数(標準偏差/平均)も, 韓国が0.038, 台湾が0.013となっており, 韓国の上位企業への生産集中度が非常に高いことが確認される(ちなみに日本は0.03)。なお, 韓国の方が個別企業の規模が大きだけでなく, 同一資本のコントロールによる, 個別企業の集団化も進んでいる。電気電子産業の上位20社の所属企業グループを分析すると, 韓国の場合は, 6社が金星系, 4社が三星系, 3社が大宇系, 2社が現代系となっており, 4大財閥が上位15社を占めている。台湾では, 大同系が2社(大同及び中華映管), フィリップス系が3社, 三菱系が2社(士林, 歌林)であるに過ぎない。⁽⁶⁾

不十分であれ, 全体として自立化への傾向を強め, しかも一部の電気電子製品において世界的な

(表3) 韓国・台湾電気電子産業上位20社の所属企業グループ(売上額基準)

韓国			台湾		
順位	企業名	グループ名	順位	企業名	グループ名
1	三星電子	三星	1	大同	大同
2	金星社	金星	2	台湾松下	松下
3	大宇電子	大宇	3	Philips Elec. Indu.	Philips
4	現代電子産業	現代	4	Philips Elec. ele.	Philips
5	三星電管	三星	5	中華映管	大同
6	金星電線	金星	6	太平洋電線	太平洋
7	三星電機	三星	7	Acer	Acer
8	金星エレクトロン	金星	8	東元	東元
9	亜南産業	亜南	9	声宝	シャープ
10	大韓電線	大韓電線	10	First Inter. Com.	n.a.
11	オリオン電機	大宇	11	Motorola Taiwan	モトローラ
12	三星コーニング	三星	12	Cal-Comp	Cal-Comp
13	大宇通信	大宇	13	士林	三菱
14	モトローラコリア	モトローラ	14	Simens Tele.	シーメンス
15	金星情報通信	金星	15	Taiwan Semicon.	Philips
16	現代重電機	現代	16	歌林	三菱
17	韓国電子	韓国電子	17	聯歌電子	UMC(政府系)
18	金星計電	金星	18	台湾日立	日立
19	三宝コンピュータ	三宝	19	台達電子	Delta
20	金星通信	金星	20	台湾国際標準電子	n.a.

資料) 韓国能率協会『韓国の3000大企業 93年版』, 中華微信所『台湾地区大型企業指名 93年版』
東洋経済新聞社『アジア会社四季報 92年版』

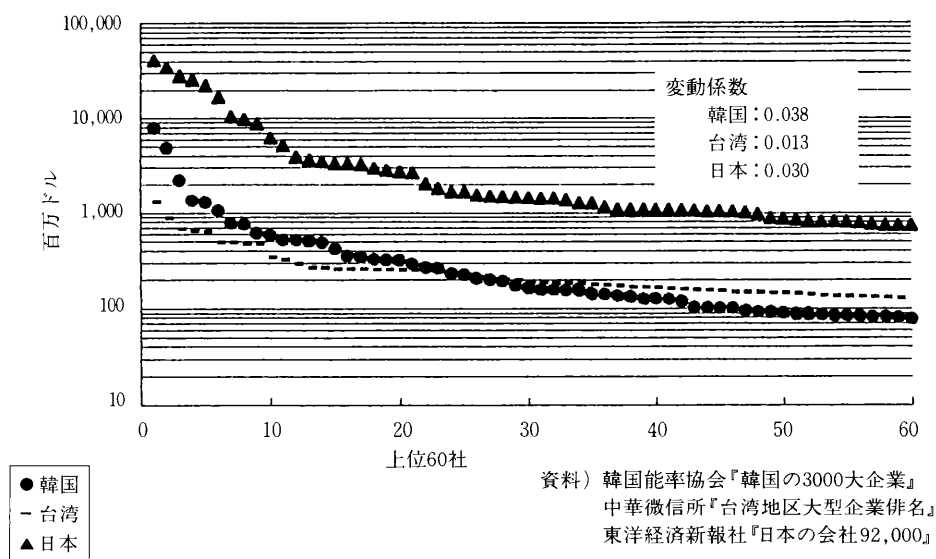
注1) グループ名の判断基準は筆頭株主の属する企業グループ。外資との折半投資の場合には
現地企業の企業グループを基準。

競争力を獲得したこと, またその発達が企業所有・支配の自国民主義のもとで行われてきたことを, 本稿では韓国電気電子産業におけるカッコ付きの「自立的」高成長と呼ぶ。

この「自立的」高成長の規定は, 第一に, 韓国経済の成長原因と現状把握における, 従属論的把握(Maritin1984, 李大根1985)とその立場を異にするものである。A. G.フランク, S.アミン以下の従属理論家, そしてその理論の韓国社会への適用といったものは, 韓国経済が外国の技術, 資本, 資本財の導入の上で, またその限りにおいて発展できたこと, なお, 現状の把握においても, 依然先進資本の従属的地位にあることを強調する。しかしそれは, ①韓国経済が歩んできた「自立化」過程を軽視し, ②その結果, 現在の韓国企業が, 先進諸国の主力企業(商品)と熾烈な競争を繰り広げ, その一部では既に世界トップの座についた現実を説明できない。⁽⁷⁾

(6) グループ名の判断基準は筆頭株主の属する企業グループ。台湾の企業グループ把握には, 台湾研究所『台湾総覧 87年版』の「台湾企業グループ特集」を参照。

(図1) 電気電子上位60社の売上高(92年基準)



第二に、今まで韓国経済成長の「自立的」側面を強調したものは、生産財・部品及び販売市場における自立化過程に焦点を合わせてきたが(最近の研究としては韓福相1995年)⁽⁸⁾、その規定の上に、さらに本稿で展開しているような、企業所有・支配の自国民主義の実態とその形成過程を取り入れた研究は現在のところ見られない。企業所有・支配の自国民主義が現在韓国電気電子産業を他のアジアNIEs及びアセアン諸国と区別させるところの、最も重要な特徴の一つであることを考えると、①こうした特徴が如何なる基盤の上で形成されてきたのか、②それが韓国の経済発展にどのように帰結(その限界まで含めて)していくのかを分析していくことが必要である。本稿は企業所有・支配の自国民主義まで含めた「自立的」高成長がどのような基盤の上で可能となったのかを、すなわち①の部分に主に焦点を合わせて分析していくことを前もって強調しておきたい。

2) 以上のような「自立的」高成長が如何に形成されてきたのかを分析するに当たって、その焦点となるところは、①直接投資資本に対する規制強化を通じた自国資本の育成、②自国資本の集積・集中を強化させ、巨大な経営母体を作り上げた産業政策、またその結果としての財閥の存在、③その財閥が、強い国際競争力を実現できるようになった基盤としての、人的資源の存在、技術導入と吸収能力である。

技術力と経営のノウハウ、そして市場情報力に勝る多国籍企業から国内市場を守り、そして企業

(7) Maritin Hart-Landsberg (1984), Capitalism and Third World Economic Development : A Critical Look at the South Korean "Miracle", Review of Radical Political Economics, Vol.16.

李大根 (1985)「韓国資本主義の性格に関して」『創作と批評』第1号。

(8) 韓福相 (1995)『韓国の経済成長と工業化分析』勁草書房。

所有・支配の自国民主義に基づく産業育成を図っていくためには比較的強い外資規制は不可欠のものであった。一方、多国籍企業の物流ネットワークに組み込まれていない自国企業は、市場の確保に大きなリスクを背負い、多国籍企業の企業内経営資源の移転に依存しないが故に、経営資源の蓄積も自前か外国からの技術導入に依存せざるを得ない。このリスクに耐えうる資本の存在、これが韓国の産業政策によって作り上げられた財閥であった。

本稿の課題は、以上のような「自立的」高成長の基盤が1970年代に形成されたこと、また当時の韓国の外資政策をも含む産業政策が「自立的」高成長の成立に深く関わっていたことを明らかにするところにある。

そのために、まず第1節では、70年代における韓国電気電子産業の発展過程を概観し、その特徴を分析する。第2節では、韓国企業と外資（特に日本電気電子企業）との合弁の意味とそれに貫かれている原則を当時の外資政策との関連で実証する。第3節では、韓国の産業政策（重化学工業化政策）の、電気電子産業への支援実態を分析し、それが如何にして電気電子産業の「自立的」高成長を可能にしたのかを明らかにする。

ここで分析対象として何故電気電子産業を選択したのかを簡単に述べておく。電気電子産業は現在韓国の製造業のうち最も大きい比重を占めているだけでなく、その発展の初期段階において石油化学と並び最も外資の役割が大きかった産業である。しかし同産業における外資企業（単独出資及び合弁企業）の生産寄与度は1970～91年の間、42→22%に低下した⁽⁹⁾。外資依存型から韓国企業主導型への転換、それが外資企業と自国企業との結合の仕方を分析する上で電気電子産業を選んだ理由である。ちなみに94年6月末段階で、韓国の製造業全体の外国人投資受入額（認可ベースの累計額）のうち電気電子産業は20%程度で、石油化学産業に次ぐものである（石油化学産業は25%⁽¹⁰⁾）。

第1節 1970年代における韓国電気電子産業の発達とその特徴

60年代まで韓国の電気電子産業の発達を主導したのは米系半導体組立企業であった。65年、Komy-Corp. を筆頭に、シグネティクス、モトローラなどの米系半導体企業は韓国に進出（68年まで計10社、表4参照）し、韓国内の低賃金を利用した組立生産を行った⁽¹¹⁾。

60年代まで主に米国資本の進出に伴う半導体後工程の組立生産を中心に発展してきた韓国電気電子産業にとって、1970年代初頭は一つの転換点であった。72～8年の年平均生産、資本ストック伸

(9) 韓国電子工業振興会『電子電気工業統計』当該年版。『電子電気工業統計』における合弁企業の規定は、外資が1%でも入っていたら合弁企業として処理されることに注意すべき。

(10) 韓国財務部経済協力局『外国人投資動向』94年6月。

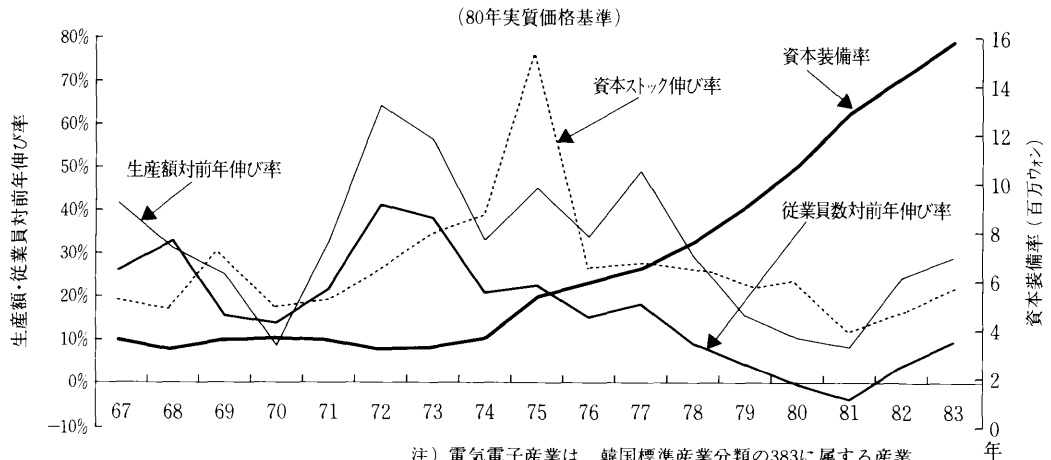
(11) 米系半導体メーカーの韓国進出過程は、金錫喜・他（1989）『国内電子産業における外国人直接投資の効果』KIETの第2章、牧野松代（1987）「韓国の電子産業における直接投資」『世界経済評論』9～12月号参照。

(表4) 韓国に進出している電気電子外国人投資企業 (1968年現在)

投資企業	投資額 (千ドル)	生産品目等
U. S. KM	224	IC, 合弁 (外資49%)
米 Komy Corp.	276	Transistor, 合弁 (外資25%)
米 Royal Pac. Co.	88	テレビ・ラジオ, 合弁 (外資60.3%)
米 Sigsetics	1,679	IC, 外資100%
米 Semi conductor	2,145	Transistor, 外資100%
米 Motorola	7,540	IC, 外資100%
米 IBM	453	コンピュータ賃貸, 外資100%
米 O. A. K	2,704	TV Turner, 外資100%
米 Control Data	500	Memory Plane, 外資100%
米 Westar	n.a.	Transistor, 合弁 (n.a.)

資料) 日本貿易振興会 (1968) 『競合開発途上国の電子工業化状況』 pp.17~8.

(図2) 電気電子産業の生産・従業員伸び率と資本装備率



注) 電気電子産業は、韓国標準産業分類の383に属する産業。
事務用機器 (コンピュータ・同周辺機器) を除く。

資料) 金光錫 (1992) の付表

び率は各々43.4%, 36.4% (80年実質価格基準) にも上り, その生産形態も近代的大規模工場としての変容を遂げた。資本装備率 (労働者一人当たりの資本ストック額) は73年頃から急増し始め, 1社当たり従業員規模は, 71年の94人から, 80年には139人に急増した⁽¹²⁾。なお, 電気電子産業全体の輸出伸び率も74~9年の間, 年平均35%にもものぼり, 全OECD諸国の輸入市場における韓国電気電子製品のシェアも同期間中1.73→2.56%に増加した⁽¹³⁾。

この1970年代における電気電子産業の発達の特徴は, まず, 第一に, その高成長が民生用機器の

(12) 前掲の金光錫 (1992) の付録統計及び『鉱工業統計調査報告書』の当該年版から算出。

(13) 韓国電子工業振興会『電子電気工業統計』当該年版。OECD市場におけるシェアは Yoo, Jeong Ho 「韓国輸出の市場占有率分析」『韓国開発研究』KDI, 91年冬号から引用。

(表5) 主要電気電子製品の生産・輸出 (単位: 百万ドル)

	生産				輸出			
	1968年		1979年		1968年		1979年	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
民生用機器	12.9	29.4	1,374.2	41.9	3.6	18.5	914.5	49.6
ラジオ	6.0	13.8	58.5	1.8	3.5	17.7	49.5	3.7
白黒テレビ	6.5	14.9	406.9	12.4			230.7	12.5
カラーテレビ			71.4	2.2			71.4	3.9
録音機			274.1	8.4			189.9	10.3
アンプ			153.1	4.7			125.6	6.8
電子時計			111.6	3.4			52.6	2.8
その他	0.4	0.7	298.6	9.0	0.1	0.8	194.8	9.6
産業用機器	6.7	15.3	319.5	9.7	0.1	0.5	110.7	6.0
電話器	1.1	2.5	18.6	0.6			6.0	0.3
交換機	2.9	6.6	92.2	2.8			9.4	0.5
電卓			38.4	1.2			36.1	2.0
その他	2.7	6.2	170.3	5.1	0.1	0.5	59.2	3.2
部品	24.3	55.4	1,587.0	48.4	15.8	81.0	820.2	44.4
受像器	0.1	0.2	59.0	1.8			39.6	2.1
ダイオード			35.4	1.1			31.3	1.7
トランジスター	5.5	12.5	121.1	3.7	5.4	28.0	93.9	5.1
抵抗器	0.9	2.1	48.4	1.5			17.1	0.9
蓄電器	0.8	1.9	170.3	5.2	0.1	0.7	51.0	2.8
集積回路	9.4	21.5	288.7	8.8	9.4	48.4	281.2	15.2
スピーカー	1.3	3.0	46.0	1.4			20.6	1.1
テレビチューナー			69.4	2.1			22.9	1.2
その他	6.3	14.2	748.7	22.8	0.9	3.9	262.6	14.3
合計	43.9	100.0	3,280.7	100.0	19.5	100.0	1,845.4	100.0

資料) アジア経済研究所 (1981) pp.98~100の表。原資料の出所は韓国電子工業振興会

生産・輸出増大を中心に行われたことである。1968と79年を比較すると、民生用電気機器の電気電子産業全体に占める割合は29.4→41.9%に成長し、以前生産の中心をなしていた電子部品部門は55.4→48.4% (うち集積回路は21.5→8.8%) に低下した。なお、輸出においても、同期間中、トランジスター (28.0→5.1%)、集積回路 (48.4→15.2%) は低下し、白黒テレビ (0.4→12.5%)、カラーテレビ (0→3.9%)、録音機 (0→10.3%) など民生用機器が主力となった (表5)。また全体としてその自立化の傾向は強まって行ったが (電気電子産業の輸入依存度は75~80年の間、33.5→21.8%に低下)、依然高い輸入依存体質であり、設備・重要部品の輸入に基づく組立生産としての性格が強かった。

第二に、こうした民生用機器の発展は基本的には、労働者の組織化が制限された状況下で、主に

女性労働者をフルに活用した低賃金労働を基盤にしたものであった。電気電子産業の全雇用労働者のうち、女性労働者の割合は71～8年の間、54.6→66.7%に増加し、時間当たり賃金も当時の日本の約16%に過ぎなかった(79年基準)⁽¹⁴⁾。なお、71年の「国家保位に関する特別措置法」⁽¹⁵⁾、「維新憲法」(72年)、改正労働関係法(73～4年)のもとで、労働者の組織化は厳しく制限された⁽¹⁵⁾。

第三に、電気電子産業の発展を主導したのは、財閥系韓国企業ないし財閥系の外資との合弁企業であった。69～75年の間、韓国企業、合弁企業、100%外資企業の全生産額に占める割合は、各々65→41%、2→21%、33→38%に変化し、70年代前半には合弁企業を中心に生産が増加した。以後、70年代後半には韓国企業の割合が増加し、79年段階で各々47%、29%、24%となった⁽¹⁶⁾。一方、電気電子産業の従業員規模500人以上企業の生産額、付加価値、雇用の比重は、71～79年の間、各々、60.6→69.2、61.5→67.3%、49.4→54.9%に増加し、大企業中心の産業組織が形成された。しかもその中核をなすところは財閥大企業であった。電気電子産業全体の市場集中度は明らかではないが、代表的な品目であるテレビの生産集中度を見ると上位3社(三星電子、金星社、大宇電子)の市場集中度は、1978年段階で88.2%であった(ちなみに同時期の台湾は43.8%、マレーシアは58.3%)⁽¹⁷⁾。

第四に、以上のような電気電子産業の発達に当たって、外国(特に日本)からの技術導入は決定的に重要な役割を果たした。韓国の財務部に登録されている電気電子産業の技術導入案件総279件(70～79年まで236件)のうち、日本からの技術導入件数は196件にものぼった。(表6)は70年代における、代表的な電気電子企業グループ、三星、金星、大宇グループの技術導入案件を整理したもの

(14) ILO (1980), International Labor Statistics.

(15) 「国家保位に関する特別措置法」のもとで、国家非常事態時の労働者の団体交渉及び団体行動は、当局に予め申告の上、当局の調停結果に従うべきであると規定された。当時の朴大統領は71年に国家非常事態を宣布しており、法的には80年の第5共和国憲法の設定まで国家非常事態は維持されたので、違法争議は事実上不可能であった。

(16) 韓国電子工業振興会『電子電気工業統計』当該年版。

(17) アジア経済研究所(1982)『アジア諸国の製造業の比較優位と国際分業』pp.366～7。70年代を通じて市場集中度が増加していき、その中核を財閥系企業が占めるようになったことは電気電子産業だけではなく製造業全体に共通するものであった。70～77年の間、上位3社の市場集中度が60%以上の市場は製造業全体で81.5→83.7%に増加した。深川由起子(1994)「韓国産業政策と財閥」牧戸孝郎編著『岐路に立つ韓国企業の経営』名古屋大学出版、p.148。こうした寡占的市場構造を、主要産業分野において形成したのが韓国の財閥であった。70年代を通じて、韓国の財閥は、機械、造船、石油化学、電気電子産業などの重化学工業分野に積極的に進出し、同分野における主導的地位を確立した。製造業全体の付加価値生産額に占める5大財閥(79年段階で、現代、ラッキーマスター、三星、大宇、ヒョソンの順)の比重は、73～8年の間、8.8→18.4%に増加した。司公彦(1993)『世界の中の韓国経済』キンヨン社。p.312。

(18) 韓国産業技術振興協会(1989)『技術導入契約現況 62～88』。70年代に導入された電気電子関連技術が具体的にどのようなものであったのかを整理した韓国産業銀行の報告書によれば、62～79年までの電気電子産業の技術導入総件数188件(そのほとんどは70年代に導入)のうち、テレビ、オーディオなどの家電製品(57件)と、半導体以外の電子部品(78件)が最も多い。韓国産業銀行(1991)『技術導入の効果分析』p.47。

(表6) 70年代までの金星, 三星, 大宇グループの電気電子技術導入案件

技術導入者	導入国	技術提供者	導入時期	技術種類	導入技術
金星グループ					
金星社					
	日本	日立製作所	66	A	TV, FM/AM RADIO
	米国	GE	67	A, B	エアコン
	日本	日立製作所	68	A	冷蔵庫
	日本	日立製作所	68	A	エレベーター
	日本	日立製作所	74	A	洗濯機
	日本	日立製作所	74	A	白黒TV ブラウン管
	米国	RCA	75	B	カラーテレビ
	米国	DOLBY LABORATORIES	77	B	カセットテープ
	日本	日立製作所	78	A, B	カラーテレビ用ブラウン管
	米国	ZENITH RADIO CO.	79	B	EM STEREO RECEIVER
金星アルプス*					
	日本	アルプス電気	79	A, B	MAGNETIC HEAD
	日本	アルプス電気	70	A	スイッチなど部品
金星計電*					
	日本	富士電線	71	A	電算電力計
	日本	富士電機	74	A	マグネティックスイッチ
	日本	富士電機	76	A	配電盤
	日本	高岳製作所	78	A, B	マンガン乾電池
	日本	富士電機	78	A, B	G.I.S. 個体絶縁配電盤
金星通信*					
	ドイツ	SIMENS	79	A, B	電子式 TELEPRINTER
金星電線*					
	米国	SOUTH-WIRE CO.	79	A, B	各種電線製造用 WIRE ROD
	米国	WESTERN ELECTRIC CO.	79	A, B	各種電線及びケーブル
三星グループ					
三星電子*					
	日本	三洋電機	69	A	冷蔵庫/TV
	日本	新日本電気	69	A	真空管・ブラウン管
	日本	カシオ計算機	71	A	電卓
	日本	SIBATA SONY	71	A	TV ブラウン管 BULB
	日本	三和電機	72	B	TV TUNER
	日本	三洋電機	74	A	冷蔵庫・冷房機
	米国	KELVINATOR INTERNAT	75	A, B	冷蔵庫コンプレッサー
	米国	RCA	75	B	カラーテレビ
	米国	DOLBY LABORATORIES	78	B	カセットステレオ
	米国	RCA	78	B	VIDEO DISK PLAYER
	日本	立石電機	79	A, B	TICKET 自動販売機
	日本	三洋自動販売機	79	A, B	CAN 自動販売機
	日本	富士 SHOUKU	79	A, B	COFFEE 自動販売機
	日本	三洋自動販売機	79	A, B	煙草及びび瓶自動販売機
三星コーニング*					
	米国	コーニング	78	A, B	カラーテレビ用ブラウン管ガラス
三星電管*					
	日本	日本電気	78	A, B	カラーテレビ用ブラウン管
	日本	日本電気	78	A, B	コンピュータ
	日本	日本電気	78	A, B	白黒ブラウン管用電子銃
三星半導体					
	米国	GE	79	A, B	半導体整流素子
	ドイツ	INTERMETALL DEUTSCH	79	A, B	電話交換機用半導体部品
大宇グループ					
大宇電子					
	米国	RCA	75	B	カラーテレビ
	スイス	LENCO A.G.	77	A	RECORD PLAYER 小型 MOTOR
	スペイン	INDUSTRIES COSMOSA	77	A	RECORD CHANGER

資料) 産業振興協会『技術導入契約状況 1962~88』

注1) Aはノウハウ導入, Bは特許導入

注2) 企業名のうち*がついているところは外国との合弁企業

であるが、各企業は競争的に日米からの技術導入を行い、新製品を生産した。金星社の場合、白黒TVを66年、洗濯機は74年日本の日立製作所から技術導入し、いずれも翌年から生産を開始した。カラーテレビの特許も金星社、三星電子、大宇電子ともに75年米RCAから技術導入によって生産を始めた。

また合併企業の場合には、合併先への技術研修生の派遣を通じて技術吸収を積極的に行った。三星電子（日本の三洋電機との合併）は、69～70年にかけて、TV、ラジオ、スピーカー、偏向コイル、高圧Transなどの技術を取得するために延べ106名の技術研修団を三洋電機に派遣した。三星電管（日NECとの合併）の設立に当たっても、70年ブラウン管融着技術の研修に4名が、74年には半導体技術研修のため33名がNECに派遣された。⁽¹⁹⁾

ここで重要なのは、外国から導入された技術がどのように吸収・改良されていくのかである。今まで70年代の電気電子産業における外国技術の吸収・改良実態を詳しく分析した研究は皆無であるが、前述のように電気電子産業全体の輸入依存度が70年代を通じて低下したことは、外国からの導入された技術が国内生産のために吸収されたことを間接的に表すものであろう（ただそれは導入された技術が国内独自技術によって代替され、外国への技術輸出にまでつながっていくことを意味するものではない。1980年まで韓国の電気電子産業の技術輸出件数は1件しかなく、それが本格化していくのは80年代後半～90年代にかけてである）。

一方、導入技術の吸収を促進させるために、韓国政府は、韓国科学研究所（66年）、韓国精密機器センター（69年）を設立し、新製品及び工程技術の開発・技術研修を行った。なお、「職業訓練法」（67年）に基づき、職業訓練公団及び職業訓練所が設立され、1972～81年の間、電気電子産業部門の計6.8万人（製造業全体で約50万）の技能工の教育を行った。⁽²⁰⁾ また当時の韓国の高い教育程度（1986年の例で言うと、韓国の高等教育の就学率33%は、同時期の日本29%、西ドイツ30%を凌ぐ⁽²¹⁾）が外国技術の吸収に有利に作用したことに疑う余地がない。

以上の、①低賃金を利用した民生用機器中心の高成長、②生産規模及び生産方法の変化（資本装備率の急増）、③外国技術の積極的な活用と機械・原資材・部品の一部自立化の進展は、70年代の韓国電気電子産業を特徴づけるものであるが、そのような発展に外国からの合併企業の役割は非常に

(19) 三星秘書室『三星50年史』p.195, p.429。この合併先への技術研修だけではなく、小宮隆太郎氏の言葉を借りれば、多国籍企業が持っている経営資源が韓国側に移転されたことは容易に想像がつく。小宮氏のいうところの経営資源とは、「外面的には経営者を中核とし、より実質的には経営管理上の知識と経験、パテントやノウハウをはじめマーケティング方法などを含めて広く技術的・専門的知識、販売・原料購入、資金調達などの市場における地位、トレード・マークあるいは信用、情報収集、研究開発のための組織など」を言う。小宮隆太郎（1969）「直接投資と産業政策」新飯田宏・小野旭編『日本の産業組織』岩波書店。

(20) 教育を受けた技能工の数は李周浩（1992）『職業訓練と産業競争力』KDI, p.101の表。

(21) アジア経済研究所（1992）『アジア太平洋地域における経済開発と人材養成 国際セミナー報告書』p.36。

大きかったことは前述のとおりである。この韓国企業と外資との合弁の意味と、それに貫かれてくる原則は如何なるものであったのかが次の分析課題である。

第2節 日本企業の投資ラッシュと財閥企業の新規参入

1. 日本企業の投資ラッシュ

70年代を通じて、電気電子産業における韓国への直接投資を主導したのは、圧倒的に日本企業であった。94年8月段階で韓国に進出している外資系企業の名簿をもとに、その進出年度（認可ベース）を投資国別に整理すると、70～79年の韓国進出企業、計85社のうち、76社が日系企業であり、その多くが合弁形態の72～3年に進出した企業であった（表7）⁽²²⁾。

（表7） 電気電子企業の韓国進出（件数、認可ベース）

	～69年	70～74年	75～79年	80～84年
日本	3(1)	68(12)	8(1)	12(1)
米国	3(3)	5	1	14(5)
その他	0	2(2)	1	3(1)
計	6(4)	75(14)	10(1)	29(7)

資料) 韓国財務部の94年8月段階の外資系企業名簿から算出。

注) (*) のうちは100%外資の企業数。

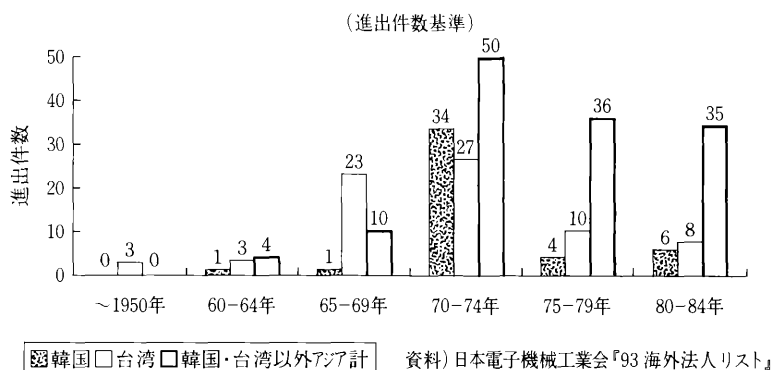
日本の、①高度成長期（66～70年）における人手不足及び実質賃金の上昇、②貿易黒字の累積を背景にした海外投資の自由化（69～72年まで計4回に渡る自由化措置）、③“戦後IMF体制”の崩壊と急速な円高（71年の1ドル＝360円から、73年の265円へ急騰）は、日本電気電子産業が海外生産基地の構築に積極的に乗り出すきっかけとなり、72～3年の直接投資額23億ドルは、71年までの総累計額の2倍強にも上った（大蔵省認可ベース）。

一つこの時期の特徴としてあげられるのは、日本電気電子産業の全体の直接投資が急増していく中で、その対アジア投資の主力が韓国に向き始めたことである。69年までのアジア拠点総43のうち（日本電子機械工業会の登録法人基準）、韓国にはわずか2つしかなかったが、70～74年の間、一挙34の拠点が韓国に進出し、同時期の全アジア投資の31%が集中した（図3）。

輸出加工生産基地としての台湾及び現地市場目当てのアセアン進出といった60年代までの日本企業の進出パターンは、60年代末～70年代始めにかけての韓国政府の直接投資に対する優遇策の整備、

(22) 韓国の外国人直接投資統計は、産業別・国別構成が公表されておらず、正確な数字を掴むのは不可能である。本稿のように、現在、韓国財務部に登録されている外資企業の認可年度で進出年度を推定することは、当然のことながら撤退した企業を含まず、実際より過小評価される。なお、進出から現在に至るまでの持ち株比率の変化も把握できない。

(図3) 日本電気電子産業の対アジア進出



韓国企業の積極的な合併意欲とともに変化し、次第に韓国に向き始めた。

1950～60年代にかけての日本の対外直接投資は、アジアと中南米を中心に展開された。69年までの電気電子産業の投資累計額9.2百万ドル（65～68年で8.8百万ドル）のうち、アジア地域が5.4百万ドル、中南米3.2百万ドル、欧州・北米0.3百万ドルであった。⁽²³⁾

60年代後半アジア諸国への進出は、①東南アジア地域の自国産業育成政策と、②特に台湾での輸出加工区の設定に起因するところが大きい。

マレーシアでは、1958年「創始産業条例」（以後、65年の「創始産業法」、投資奨励法（68年）」へと改正）が発表され、商務大臣が承認した一定の会社に対し、生産開始予定日から2年ないし5年間に及ぶ所得税免除を行った。タイでも、60年「産業投資奨励法」が制定され、①奨励企業の製品と競合する製品の一定期間の輸入禁止や輸入税の引き上げ、②奨励企業の輸入機械の関税・営業税の免除、輸出税免除、③外国人の事業用土地取得の許容、などが行われた。一方、直接投資の受入に最も積極的で、外資に対する優遇策をいち早く打ち出したのは台湾であった。台湾では、1954年と55年に、「外国人投資条例」と「華僑帰国投資条例」が公布され、以後、投資奨励と規制緩和の性格を強める方向で改正を繰り返した。65年には「輸出加工区設立管理条例」が立法化され、66年に高雄に輸出加工区が設立された。⁽²⁴⁾

台湾に比べ、韓国の投資関係法の整備は時期的に非常に遅れたものであったが、①60年代の開発過程で拡大する貿易収支の赤字（貿易収支赤字は66→71年に、4.7→13.3億ドル）、②ベトナム戦争が終焉を向かう過程で既存の用役輸出及び韓国参戦軍送金の低下、③短期商業借款の急増と増大する

(23) 大蔵省『財政金融統計月報』当該年版。

(24) 谷浦孝雄編（1989）『アジアの工業化と直接投資』アジア経済研究所、4～7章。アジア経済研究所（1977）『日本の海外投資の業種別検討』pp.357-67。

(25) 62～65年と66～72年を比較すると、全借款に占める商業借款比率は53→59%に、全商業借款の中の短期債比率も0→39%に増加した。李大根（1984）『借款経済の展開』『韓国資本主義論』カチ出版。p.176。元利金償還負担率は韓国財務部（1994）『韓国外資導入30年史』p.131。

元利金償還負担率（当該年元利金償還額/経常外資受入額は、66→71年に2.9→20.4%⁽²⁵⁾）のもとで、韓国政府は直接投資による開発資金・技術の調達を図り、直接投資関連法の整備に取り掛かった。1966年の「外資導入法」で投資元利金送金の保障と租税上の優遇策を講じる一方、台湾に学び、1970年には馬山（マサン）輸出自由地域を設置した。なお、「外国人投資企業の労働組合及び労働争議に関する臨時特例法」（72年）は、外資系企業での労働組合の結成及び労働争議を実質的に禁止した。以上のような直接投資優遇策の整備とともに、韓国の中長期外資導入に占める直接投資の割合も、62～70年の6.3%から、71～5年には9.4%に増加した。70年代に入り日本電機電子資本の対韓国進出ラッシュの背景の一つとしてこうした韓国内の投資関係法の整備は見逃せない。

2. 韓国政府の対応—外資法上の外国資本規制

韓国政府の外国人直接投資に対する姿勢は、一方では租税上の優遇策を整備しながらも、他方では、国内産業の保護と韓国側の経営権確保を最優先的に考えた各種の規制策を重ね持ったものであった。特に、73年、重化学工業化政策が実施されるとともに、その原則はより強化された。

70年代の韓国の直接投資に対する姿勢を明らかにするために、同時期の台湾の投資関連法との比較を試みたのが（表8）である。

両国ともに直接投資資本に対する租税上の優遇を唱えながらも、その最も大きな違いは、韓国が実施した、国産資本財の使用強制、及び外資の出資比率の制限である。特に、韓国側の経営権確保の側面から重要なのは、外資の出資比率に対する規制である。

73年の「新外資法」、同年の「外国人投資比率に関する一般指針」（以上の外資法体系は、83年まで基本的には変化しない）では、原則的に外資側の出資比率を50%以下に制限した。例外的に50%を超過する投資が許可された場合でも、一定期間経過後に韓国側の持ち分を50%以上とするよう行政指導が行われた。76年頃からは株式の30%以上を一般公募の株主に分散させるよう迫った。

日本機械振興協会の調査によれば、出資比率の低下を現地政府から要求されている進出日系企業の割合は、全調査企業（韓国75年、台湾76年、調査企業各々71社、80社）のうち韓国で25%、台湾で7%⁽²⁶⁾となっている。なお、東洋経済新報社の『海外進出企業総覧』で算出しても（73年と79年度の両方に載っている電気電子企業）、韓国では全20社のうち7社（35%）、台湾では全66社のうち10社（15%）の日本側持ち分が低下しており、出資比率に対する両国政府の姿勢の違いが伺える。韓国政府の出資比率規制は、結果として合弁企業のうち、外資比率50%未満の企業の割合を急増させ、1966～72年と73～78年を比較すると、全合弁企業のうち、外資比率が50%未満企業の比率は、生産金額で20→45%、企業数で46→71%⁽²⁷⁾に増加した。

(26) 機械振興協会経済研究所（76）『発展途上国に対する投資行動の指針—韓国編』p.25、同（1977）『発展途上国に対する投資行動の指針—台湾編』p.41。

(27) 前掲の財務部（94）p.181。

(表 8) 1970年代における韓国・台湾の外資法体系の比較

韓国

1. 法律：外資導入法（66. 8月公布，73. 3月改正），同法施行令（66. 9月公布，73. 7月改正），輸出自由地域設置法（70. 1月公布）
2. 優遇措置：①外国人投資企業に対する所得税，法人税及び財産税は最初の課税起算日から5年間免除，その後3年間は50%減免。②外国投資家の利益配当金に対する所得税，法人税は当該企業の営業開始日から5年間免除，その後3年間50%減免。③外国人投資家の当該認可事業のために導入する資本財に対する関税の免除。④外国人投資企業に働く外国人の勤労所得税の免除。
3. 規制措置
 - ・最低投資額：20万ドル（電子産業は10万ドル）以上が原則。
 - ・輸出義務：業種または品目によっては全量輸出が義務づけられる。
 - ・利益・元本の送金期限：利益の送金は保障。株式持ち分の売却による代金の送金は，当該企業の営業開始日より2年後から許容され，外貨事情によっては，1年間の送金額は売上代金の20%までに制限されうる。
 - ・外資の出資比率：輸出自由地域外の外資比率は50%以下を原則とする。しかし業種ごとの例外措置もある。例えば，繊維では40%以下。電子工業では300万ドル以上を投資し，3年目から千万ドル以上を輸出可能な場合には，100%投資許容。
 - ・国産化規制：資本財のうち，国産品の供給が可能であると認定される場合には導入が許可されない。

台湾

1. 法律：外国人投資条例（54. 7月公布，59. 12月改正），投資奨励条例（60. 9月公布，65. 1月，70. 12月，12月改正），加工輸出区設置管理条例（61. 1月公布，67. 12月，71. 11月修正），技術合作条例（62. 8月公布，64. 6月改正）
2. 優遇措置：①外国人投資企業の所得税を事業開始日から5年間免除，及び固定資産の加速償却（設備耐用年数を1/3に短縮）。②生産拡大のために既存事業の増資を行う場合には，新増加所得の所得税を4年間免除し，加速度償却を認める。③営利事業所得税及び付加税の最高負担額は年間所得の25%を超過しない。④国内で生産できない資本財の輸入に対しては関税を免除。
3. 制限措置
 - ・最低投資額：なし
 - ・輸出義務：業種または品目によっては一定割合の輸出義務あり。
 - ・利益・元本の送金制限：投資の元本は営業開始2年後から，毎年15%ずつの送金が認められる。利益配当金の送金制限はなし。
 - ・外資の出資比率：規制なし。
 - ・国産化規制：なし。

資料) 日本貿易振興会『海外投資白書』各年版。重化学工業通信社『海外投資・技術輸出要覧』各年版。台湾問題研究所『台湾年鑑』各年版。

3. 財閥企業の新規参入・生産拡大と合併の原則

一方，韓国企業も合併による電気電子産業への新規参入・生産拡大を積極的に模索し始めた。70年代において，韓国企業にとって合併事業がどのような意味をもっていたのか，そして合併に当たって貫かれた原則はどういったものであったのかを，具体的に，三星と金星グループの動きの中で

(表9) 1960～70年代の三星・金星グループの主要電気電子企業

企業名(92年資本金・億ウォン)	設立年	資本構成の変遷及び主要生産品目
<u>三星グループ</u>		
三星電子 (2633)	1969年	日三洋電機との合弁(三洋40%, 日本宙宇商事10%, 三星50%)で設立。77年日本資本撤退。総合家電。
三星電管 (631)	1970年	日 NEC との50:50の合弁で設立。79年まで NEC の持ち分33.3%に低下。93年現在 NEC10.4%, 三星生命8.4%, 三星電子5.6%所有。ブラウン管生産。
三星電機 (535)	1973年	三星三洋パーツ(日三洋電機37.5%所有)として設立。79年まで三洋電機撤退。電子部品産。
三星コーニング (284)	1973年	米コーニングとの折半投資。ブラウン管用ガラス生産。
<u>金星グループ</u>		
金星社 (4450)	1958年	完全韓国資本。総合家電。
金星電線 (663)	1962年	70年日本の日立電線47%所有。93年現在, 日立電線12.9%所有。ラッキー金星商事, 金星通信だけで16.54%所有。電線製造。
金星通信 (329)	1969年	独 SIMENS と合弁。設立当時の SIMENS 外33.5%所有。93年現在10.69%。金星は13.1%。通信機器, コンピュータ周辺機器製造。
金星アルプス電子 (250)	1970年	日アルプス電気50%, 株式構成変化なし。通信機器製造。
金星計電 (240)	1974年	日富士電機と合弁。設立当時富士電機45%所有。93年現在富士電機29.52%所有。産業用電機機器製造。
金星精密 (100)	1976年	完全韓国資本。精密電子機器。
金星機電 (210)	1978年	日三菱電機33.5%の合弁。93年現在, 三菱電機が14.26%所有。産業用電機機器。
金星情報通信 (350)	1979年	米 AT&T と合弁, AT&T 持ち分44%, 残りは金星。94年 AT&T の資本撤退決定。コンピュータ, 電子交換機。

資料) 日本経済新聞社『世界企業ダイレクトリー (93/94, アジア編)』
東洋経済日報社『東洋会社年鑑 94年版』, 東洋経済新報社『海外進出企業総覧』

整理すると次のとおりである(表9)。

第一に、韓国企業は、電気電子産業の新規部門への参入及びその部品の内製化に合弁事業を積極的に利用した。

金星グループは、既存の家電生産の金星社を中軸に、産業用電機生産の金星通信(69年)、金星計電(74年)、金星機電(78年)、金星情報通信(79年)を、電子部品生産の金星アルプス(70年)、金星フォースター(71年)を相次いで設立した。三星グループでは三洋電機との合弁で電子産業への新規参入を果たし(69年三星三洋電気、現三星電子の設立)、その部品(パーツ)生産の三星電管(70年)、三星電機(73年)、三星コーニング(73年)を設立した。

第二に、合弁に当たって、韓国側の強い経営権確保が見られ、その上で、外国の多数の企業との合弁を進めていくものであった。

79年段階で、三星電子と三星電機は100%韓国資本化しており、三星電管のNECの持ち分は50→33.3%に低下した。なお、金星社の合弁相手は、NEC、日立、三菱電機、フォースター電気、アルプス電気、富士電機、AT&T、三星電子も、三洋電機、NEC、コーニングなどで、外国の特定企業との結びつきはそれほど強いとは言えない。三星が、テレビのブラウン管を生産するに当たって、NECとの合弁の三星電管を作りながら、ブラウン管用ガラスは、NECと資本・取引関係が深い日本板硝子ではなく、米コーニングとの合弁で生産し始めたのは、韓国側の独立性を強く見せつけるものであろう。

以上のように、韓国の財閥企業は、合弁を通じて、家電、産業用電子機器、電子部品に跨る一大生産拠点を構築していったが、合弁の原則は、あくまでも、韓国側の経営権確保が保障されるところにおいて、実施されてきたことは注目に値する。

ここで、合弁企業における経営権確保、一部では完全に韓国企業化していく過程は、それ自身、かなりのリスクを背負ったものであった。合弁企業が完全に韓国企業化していくことによって、多国籍企業の物流ネットワークからはみ出された企業は、市場の確保に大きなリスクを背負い、なお、多国籍企業による経営資源の移転も期待できない。特に、韓国企業の発展が先進多国籍企業の主力商品と競争する方向に向けられた場合、投資規模が大きく、多国籍企業の技術・経営能力の優位性のゆえそのリスクは倍加される。70年代の韓国電気電子産業の発展、そしてその中で買っている企業所有・支配の自国民主義を完結させていくためには、政府の産業政策の枠組のなかでこうしたリスクを軽減させていく安全弁が存在しなければならない。これが、70年代半ば以後、電気電子産業以下の重化学工業の育成のために徹底した支援を行ってきた韓国の「重化学工業化政策」であった。

第3節 政府支援とその原則－「重化学工業化政策」下の電気電子産業

1. 重化学工業化政策の実施

73年の朴大統領の年頭記者会見（1月12日）に端を発した韓国の重化学工業化政策は、74年の「国民投資基金法」、同年「租税減免規制法の改正」といった法律的整備を行い、以後、80年代初頭まで重化学工業分野に対する広範囲な支援政策として機能した（重化学工業に属する個別産業特別法は60年代末～70年代初めにかけて形成されたが、具体的な政策手段が整備されたのは74年頃）。

政府は、電気電子、鉄鋼、非鉄金属、造船、一般機械、化学産業を重点育成産業として選び、① 特恵金融、② 租税減免、③ 輸入制限を行った。一方、その支援過程は極めて、大企業（その中核としての財閥）中心の産業組織を促すものであった。

70年代の後半に韓国が重化学工業化政策を実施するようになった背景には、60年代末～70年代初頭にかけての韓国内の政治・経済の変動があった。60年代末の原料、資本財の対外依存による貿易赤字幅の拡大に対する世論の批判が高まる中で、特に72年10月の朴大統領の無血クーデター（いわ

ゆる10月維新)とともに、新政権は新しいビジョンを打ち出す政治的必要性に迫られた。一方、米国のベトナム戦争での敗北、ニクソン・ドクトリン(71)と駐韓米軍の規模縮小は、韓国軍の兵器近代化と近代兵器の自主生産を促し、重化学工業の育成が兵器自主生産の一環として位置づけられるようになった。ただ、外資の持ち株比率の制限を打ち出した73年の新外資法体系及び74年から本格稼働する重化学工業化政策は、結果として、韓国経済の特徴となった「自立的」高成長と企業所有・支配の自国民主義を双方保障していったことを念頭に置かなければならない。

2. 産業支援の構造と実態

2-1. 金融支援

まず、70年代を通じて、韓国政府は政策金融と言われる政府の「目的」に沿う貸出を急速に拡大させ、それを重化学工業分野に集中的に配分した。国内総貸出に占める政策金融の割合は、70年の47.5%から、ピーク時の78年には60.2%に上昇した⁽²⁸⁾。

重化学工業への資金配分の方法は、①国民投資基金、②政府の開発銀行(韓国産業銀行)及び政府のコントロール下にあった一般銀行、③借款の許認可権を通じたものであった。国民投資基金は、郵便貯金、財政資金を基に74年設立され、その多くが重化学工業分野に投資された⁽²⁹⁾。商業借款の場合、66~72年の年平均1.5億ドルから、73~78年には年平均6.7億ドルに増加したが、その重化学工業分野への配分は73→79%に上昇した⁽³⁰⁾。一般銀行の重化学工業への貸出状況は明らかではないが、81年末段階での一般銀行の製造業向け貸出残高、総86千億ウォンのうち、61.3%が重化学工業向けの貸出であり、同年の重化学工業化率(生産額基準)が52.1%であったことを考えると比較的多くの貸出資金が重化学工業分野に投入されたことが伺える⁽³¹⁾。

ここで一つ確認しなければならないことは、当時の国民投資基金、商業借款及び開発金融機関はさることながら、一般銀行の貸出金利さえも著しく市場金利を下回る水準であったことである。74~80年の市場均衡金利は33.7%(金重雄推計値)、消費者物価上昇率は19.5%であったが、同時期の一般銀行貸出金利は17.6%、国民投資基金の貸出金利は15.1%、商業借款金利は14.8%であった(期間内単純平均)⁽³²⁾(図4)。市場金利と一般銀行貸出金利との格差が非常に大きい条件のもとでは、

(28) 国内総貸出とは、韓国銀行、預金銀行(商業銀行と特殊銀行)及び、開発金融機関である韓国産業銀行と韓国輸出入銀行によるすべての貸出を指す。政策金融には、貿易金融、国民投資基金、財政資金及び農業、中小企業、住宅建設への貸出を含む。経済企画院『韓国経済指標』、韓国銀行『経済統計年報』。

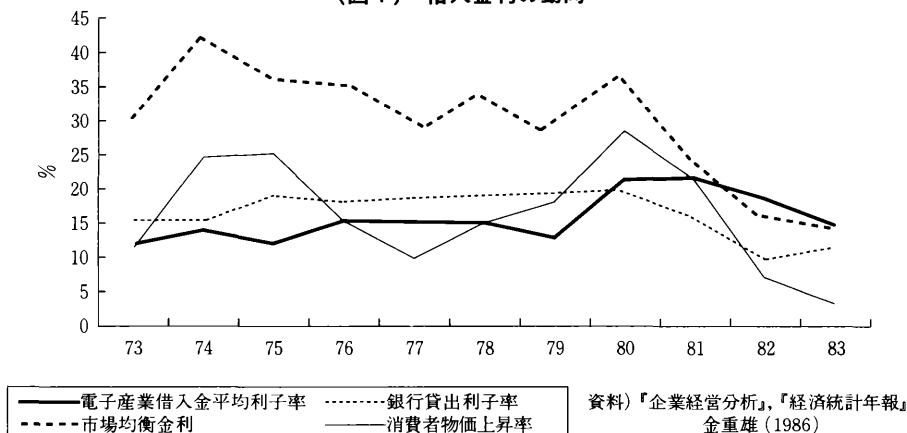
(29) 1974~81年の間、国民投資基金による貸出総24.3千億ウォンのうち、重化学工業分野への貸出は57.2%。残りは、電気事業、食糧増産事業など。商工部(1982)『産業支援政策金融』p.11。

(30) 前掲の財務部(94)p.117, p.170。

(31) 一般銀行貸出残高は前掲の商工部(1982)p.121, 重化学工業の生産比重は『鉦工業調査統計報告書』各年版。

(32) 金重雄の均衡利率の推定値は、資本の限界生産性、Neumann-Solow Modelによる推計均衡金利、経済成長率の単純平均値(いずれも実質価格基準)に、GNPデフレーターの上昇率を足しノ

(図4) 借入金利の動向



私金融市場（地下金融）ではなく、制度圏金融（上記の銀行、国民投資基金、借款を通じた資金調達）にアクセスできること自体が一つの特権であったことを念頭に置かなければならない。⁽³³⁾

かかる状況で、具体的に電機電子産業が他産業と比べどの程度優遇されたのかを韓国銀行の『企業経営分析』を基本資料とし把握してみる。

第一に、電気電子産業の平均借入金利は製造業平均より高かったが、自己資本比率はむしろ急速に低下した（表10）。

重化学工業分野の平均借入金利水準は、軽工業部門より3.0ポイントも低かったが、電気電子産業の場合には逆に3.1ポイントも高かった（72～80年借入金利格差の単純平均）。石油化学、鉄鋼、機械産業などとともに、金融的優遇対象であると考えられていた電気電子産業が、相対的に高い借入金利水準であったことは意外とも受けとめられる事実である。しかし相対的高金利下でも、電気電

ゝた数字。金重雄（1986）「適正金利水準の模索とわが国金利政策の方向」『転換期の韓国経済と金融政策』KDI, pp.131～39。消費者物価上昇率、一般銀行、国民投資基金の利率は韓国統計庁『韓国経済指標』。商業借款利率（73～80）は各年度利率支払額の累計から商業借款残高を除いて算出。前掲の財務部（94）p.220。

(33) D. C. コールと朴英哲は、韓国の地下金融（私金融部門）の特徴を、①組織金融機関の外に位置し通貨当局の制御が届かず、②主に不法なブローカを通じて信用取引が行われ、③その資産の一部を組織金融機関に対する請求権（通貨及び要求払預金）形態として保有しているところにあるとし、その形態を以下の四つに分けている。

①原始的個人信用市場：銀行からの借入れができない家計や、小商人、小企業で、大部分担保なしの個人ベースで供給される小規模貸出市場。②契：定期的に構成員から集められた資金が、予め決められた順番により配分される方式。順番の一番目は「契主」といわれる純粋な借入者で、通常、私市場で私債ブローカとして活動する。③非公式的な商業手形市場：中小企業向けの商業手形割引市場。④大規模の非公式信用仲介人市場：職業的なブローカが大企業に、短期（通常1カ月以内）の、相対的に大きい金額を貸し出す市場。この場合、公証された財産証書が担保として提供されるが、借入者は償還できない場合でも法廷に提訴しないとの合意書に誓約する。もし借入者がブローカを公開すると、自動的にその市場での基盤を失ってしまい、短期資金調達源を喪失する。D. C. コール・朴英哲（1984）『韓国の金融発展：1945～80』KDI, pp.114～24。

(表10) 借入金平均利率・自己資本比率 (期間内単純平均, %)

	72~4年	75~7年	78~80年	72~80年
製造業全体				
総資産増加率	35.8	30.6	35.1	33.8
借入金平均利率	10.8	12.1	15.2	12.7
自己資本比率	25.0	22.2	19.8	22.3
電気電子産業				
総資産増加率	38.3	53.2	43.2	44.9
借入金平均利率	14.4	14.4	16.5	15.1
自己資本比率	31.3	26.3	20.7	26.1
重化学工業				
総資産増加率	36.1	36.5	36.2	36.2
借入金平均利率	9.6	10.0	13.4	11.0
自己資本比率	26.2	24.5	21.2	24.0
軽工業				
総資産増加率	43.7	28.0	33.7	35.1
借入金平均利率	11.0	13.4	17.5	14.0
自己資本比率	23.9	19.2	18.0	20.4

資料) 韓国銀行『企業経営分析』各年版

子産業は借入金依存度を急速に高めた。電気電子産業の自己資本比率の低下傾向は、72~80年に32.6→17.7%と、同時期の軽工業平均24.3→15.9%より著しく速かった。

この電気電子産業における借入金利率の高さと、自己資本比率の急速な下落の同時進行は、同産業の高い投資率を背景にした、旺盛な資金需要の結果に他ならない。73~80年の電気電子産業の年平均実質資本ストック増加率は34.1%であり、製造業平均21.1%を大きく上回った。

低金利の政策金融の分配状況を、長期金融（長期銀行借入金及び借款）の分配状況をもって判断してみると（表11）、長期金融の年平均伸び率は、電気電子産業53%、製造業全体36%であり、電気電子産業部門に多くの低利政策金融が投入されたことが分かる（73~9年）。しかし、それ自体が電気電子産業の旺盛な資金需要を賄い切れず、同時期の資金調達額（フロー）の中に占める長期金融の比率は、製造業平均25%、電気電子産業21%と製造業平均の方がむしろ高くなっている。これが、結果として、電気電子産業の借入金利率の高さとして現れるのである。ただ、同時期の電気電子産業の平均借入金利率14.9%は、当時の市場均衡金利を著しく下回ったものであったことには変わりない。

第二に、同じ電気電子産業の中でも、その金融的配分において、「大企業優先」の原則が貫かれていたことである。73~79年の電気電子産業全体の借入金のうち、長期金融からの調達比率は、大

(表11) 73～79年の電気電子産業の資金調達(単位:億ウォン, %)

製造業計		電気電子産業	
全体		全体	
借入調達額計(a)	220,809	借入調達額計(a)	15,279
うち借款及び長期借入金(b)	54,382	うち借款及び長期借入金(b)	3,190
b/a	25%	b/a	21%
借入金平均利率	45%	借入金平均利率	57%
年平均長期負債増加率	36%	年平均長期負債増加率	53%
大企業		大企業	
借入調達額計(a)	192,110	借入調達額計(a)	13,307
うち借款及び長期借入金(b)	48,628	うち借款及び長期借入金(b)	2,927
b/a	25%	b/a	22%
借入金平均利率	12%	借入金平均利率	15%
自己資本比率	22%	自己資本比率	25%
中小企業		中小企業	
借入調達額計(a)	28,699	借入調達額計(a)	1,972
うち借款及び長期借入金(b)	5,754	うち借款及び長期借入金(b)	263
b/a	20%	b/a	13%
借入金平均利率	14%	借入金平均利率	12%
自己資本比率	28%	自己資本比率	28%

資料) 韓国銀行『企業経営分析』

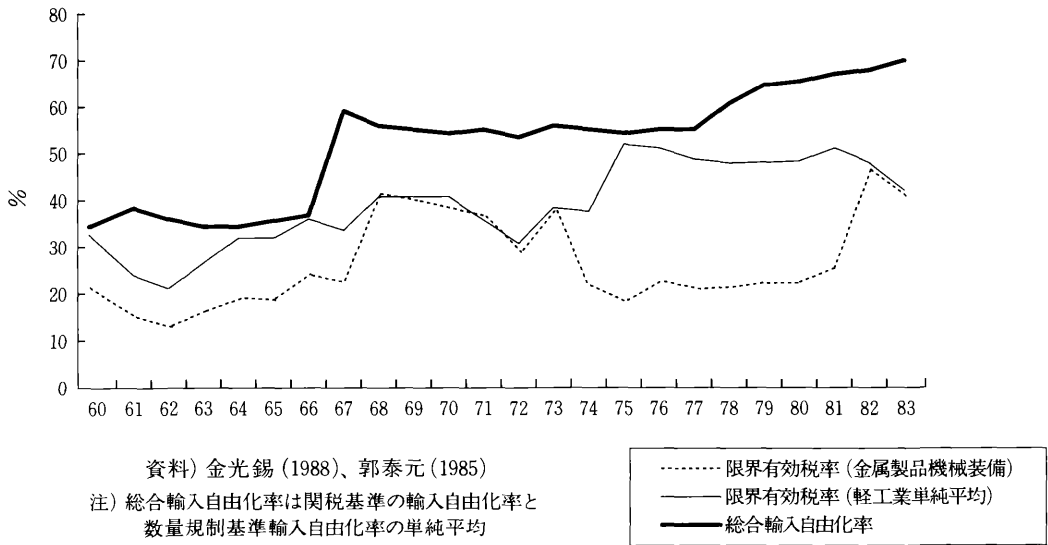
注1) 借入金は、同資料の80年の貸借対照表上の負債部門(ストック、固定負債+流動負債)から72年分を引いて算出。

注2) 年平均負債・長期負債増加率は、貸借対照表上の負債部門の年平均増加率

企業22%、中小企業13%と、相対的に多くの政策金融が大企業の方に集中した。電気電子産業のみならず、製造業全体でみてもこの原則は同じである(大企業25%、中小企業20%)。

以上のように、韓国の電気電子産業への政府の金融的支援は、重化学工業一般で考えられるように、相対的に多くの政策金融を利用し、他産業より低い金利のもとで生産活動を行ったことを意味するものではない。特に70年代において、電気電子産業は、外国借款及び長期銀行貸出金よりは、相対的高金利の短期金融への依存度を高めた。その意味においては、電気電子産業はむしろ他産業より優遇されていなかったことになる。しかし、当時の金融システム自体が、①政府の規制のもとで著しく低金利であったこと、②それにアクセスすること自体が一つの特権であったことを考えると、70年代を通じての電気電子産業の著しい自己資本比率の低下は、制度圏金融へのアクセサビリティの裏返しでしかならないし、またそれ自体が「特惠」であったことを念頭に置く必要がある。

(図5) 総合輸入自由化率と限界有効税率



2-2. 租税上の優遇と国内市場の保護

以上のような金融支援とともに、政府は電気電子産業に対する租税上の優遇と、国内市場保護を積極的に行った(図5)。

まず、政府は74年の「租税減免法改正」を通じて重化学工業分野への租税減免を徹底して行った。郭泰元(1985)が行った資本の限界収益率に対する有効税率の推定によれば、重化学工業の限界有効税率は75~81年の間20%⁽³⁴⁾(電気電子産業を含む機械産業では22.3%、期間内単純平均)であったのに対し、軽工業部門では約50%にも上るものであった。なお、韓国政府は、逆累進税体系のもとで、大企業優先の原則を貫いた。79年の例で言うと、法人税の実効税率は課税所得1億ウォン以下では33.6%、1~5億ウォン32.9%、5~10億ウォン30.1%、そして10億ウォン以上では18.1%⁽³⁵⁾であった。

一方、韓国政府は、輸出品目の制限や関税率引き上げを通じて強力な国内市場保護政策を行った。政府は国内市場の保護によって、生産されたものを、最低限、国内市場において、安定的な市場を確保するように努めた。それは、60年代後半に進められた貿易自由化の動きに逆行し、国内市場の保護—特に重化学工業製品において—に動き出すことであった。金光錫の推計によると総合輸入自由化率(関税及び数量規制基準の輸入自由化率の単純平均)は、70年代に入って停滞していく傾向にあった。70~75年の間、総合輸入自由化率は、重化学工業全体で62.5→61.2%、電気電子産業を含

(34) 政府は重化学工業分野に対し、①法人税免除(最初の3年間は100%、次の2年間は50%減免)、②投資税額控除(機械設備投資に限り8%、国産機械では10%)、③特別減価償却(100%)のうち、一つを選択できるようにした。郭泰元(1985)『減価償却制度と資本所得課税』KDI, p.25。限界有効税率は、同書, pp.63~70の表。

(35) 韓成信(1991)「構造的変化と高度成長」具本湖・他編『韓国経済の歴史的照明』KDI, pp.234~9。

む機械産業全体で59.3→55.4%に低下した。⁽³⁶⁾

現在、重化学工業化政策の評価をめぐり、特にその投資の非効率性を強調する批判的な論調がむしろ一般的である。Yoo, Jeong Ho (1991) は、70年代に資本効率性（付加価値のうち資本分配額の資本1単位に対する比率）が、重化学工業部門より軽工業部門の方が高かったとし、もし重化学部門に投資された資金が軽工業部門に向けられたならば、より高い成長率が期待されただろうと強調している。しかし70年代に建設された重化学工業は、短期的にそれが資本効率性に乏しいものであっても、一定のタイムラグを経て、80年代半ば以降の成長及び輸出の主役に躍り出た事実⁽³⁷⁾に注目しなければならない。1985～91年の製造業の成長、輸出における重化学工業の寄与度は各々72.1%、62.0%（同時期の重化学工業化率は65.3→69.5%）⁽³⁸⁾であった。

なお、韓国の重化学工業化政策の効果を論じる際に、特定産業育成政策を取らなかった台湾との比較において論じられることが多い。Dollar & Sokoloff (1994) は、韓国と台湾の間に、重化学工業の生産及び生産性増加率⁽³⁹⁾についての格差が見られず、しかも重化学工業化政策の副作用が韓国に多かったことを強調し、特定産業育成政策の失敗を論じている。しかし要は誰の手によってその発展が遂げられてきたのかである。重化学工業化政策が本格化した70年代後半（76～80年）において、国内総固定資本形成のうち、外国人直接投資が占める割合は韓国0.4%、台湾1.2%⁽⁴⁰⁾であった。電気電子産業の例で見ても本稿で明らかにするように、韓国の特徴は台湾との比較において、自国民の所有・支配のもとで主要企業を育成したことである。その意味で、ただの生産の伸び率だけではなく、企業所有・支配の実態までも含む、重化学工業化政策の意味を整理し直していく必要がある。

終わりに

重化学工業部門を早急にかつ企業所有・支配の自国民主義のもとで達成しようとした70年代の重化学工業政策は、70年代末～80年代初頭の、①高インフレ、②累積外債の元利金償還負担の増大と

(36) 金光錫 (1988) 『輸入自由化の経済的效果と産業調整政策』KDI。金の輸入自由化率の計算には、輸入自由化率の分子（貿易法上輸入するに当たり政府の事前許可が必要でない品目）に、商工部の告示だけではなく、諸般特別法、健康及び安全施行規程により輸入が制限されることも考慮に入れている。

(37) Yoo, Jeong Ho (1991) 「1970年代重化学工業政策が資本効率性と輸出競争力に及ぼした影響」『韓国経済研究』KDI。

(38) 統計庁『鉱工業統計調査報告書』、韓国貿易協会『韓国経済の主要指標』。

(39) David Dollar and Kenneth L. Sokoloff (1994), *Industrial Policy, Productivity Growth, and Structural Change in the Manufacturing Industries; A Comparison of Taiwan and South Korea*, Joel D. Aberbach ed., *The Role of the state in Taiwan's development*, M. E. Sharp, Inc.

(40) U. N., *World Investment Report*, 1993, p.252.

貿易赤字幅の拡大という状況のもとで終焉を迎えた。韓国銀行の貨幣発行に賄ってきた財政赤字、民間銀行のオーバーローン⁽⁴¹⁾は、結果として高いインフレ圧力として作用した。また重化学工業部門の投資効率、外貨稼得率が短期的には上がらず、累積外債の元利金償還負担と貿易赤字幅は拡大する一方であった。結局、韓国政府は、79年4月「経済安定化総合対策」、同5月「重化学投資調整措置」を発表し、財政・金融の引き締め政策に転じる一方、重化学工業分野への優先的な金融配分の廃止、租税減免規制法の改正（81年）などで、事実上、電気電子産業を含む重化学工業分野への特惠的な支援を打ち切った。

かかる状況で韓国の電気電子産業も著しく成長率が落ち込み（74～78年と79～83年を比較すると、年平均実質生産伸び率は38.8→17.4%に、輸出伸び率は27.3→10.5%に低下）、膨大な人員削減による合理化と既存の民生用機器以外の新規分野（コンピュータ、半導体分野への進出）への生産転換が迫られるようになった⁽⁴²⁾。

ただ、この70年代の外資政策をも含む産業政策は、以後、80年代にもまたがる、韓国電気電子産業の特徴（財閥大企業中心の「自立的」高成長）の基礎を形成したことに注目しなければならない。

70年代を通して、企業所有・支配の自国民主義と高成長が産業政策の枠組の中で保障され、大企業に非常に有利に作用した金融配分、逆累進税体系のもとで、財閥系大企業中心の産業組織が確立した。

総じて言えば、1970年代の韓国の開発体制は、労働者の組織化の事実上の禁止、租税体系の間接税中心の編成（内国税のうち間接税の比率は72～80年の間、36.0→65.5%に増加）、高インフレという状況のもとで拡大する低所得者の不満を力で押さえつつ⁽⁴³⁾、電気電子産業をも含む重化学工業の一挙確立、そしてその所有・支配の自国民主義を貫徹していく過程であった。

（経済学研究科後期博士課程）

(41) 70年代の高いインフレには、金融機関及び政府の韓国銀行からの借入の増大→通貨量の膨張だけではなく、①73年の第一次、79年の第二次オイルショックによる原油価の高騰、②重化学工業への設備投資ブームによる実物経済への圧力、③中東への建設輸出に伴う経常収支の黒字転換（77年）→国内過剰流動性、④高い期待インフレと不動産に対する投機的需要の増加（73～78年の間、住宅及び宅地の平均価格は500～700%高騰）なども大きく影響した。金乗柱・朴英哲（1984）『韓国経済と金融』博英社、pp.299～340。

(42) 電気電子産業の従業員数は79年22.7千人から81年には21.7千人に低下し、同時期の資本装備率は一気に9→13百万ウォン（80年実質価格基準）に増加した。なお、三星電子は80年、米HPとの合併でコンピュータ、同周辺機器生産の三星HPを設立し、半導体部門でも、80年代に入り研究開発と設備投資を重ね、83年64KDRAMの開発→84年量産と、その生産の主力を半導体、コンピュータ分野に移していった。金星社も、79年9月金星半導体を設立し、半導体部門に本格参入した。

(43) 70年代の所得不平等の進展（ジニー係数で言うと70～82年の間、0.332→0.357に増加）は、その絶対的水準からみた場合、他の開発途上国（南米）に比べ極めて平等であったことは否定できない。世界銀行（1994）『東アジアの奇跡』東洋経済、pp.32～5。しかし低所得層の不満の累積との関連という所得の不平等とは、その絶対的水準よりは、時系列的な変化にあることを強調しておきたい。